

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社岡島電設工業
(法人番号6150001019481)
業者の住所：奈良県磯城郡田原本町宮古 6 9 5 - 1
- 2 指名停止措置期間：令和 7 年 1 1 月 2 7 日から
令和 8 年 1 月 7 日まで（6 週間）
- 3 指名停止措置の範囲：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
- 4 事実概要： 上記有資格業者は、奈良県奈良市内の工場新築工事において、建設業法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する特定建設業の許可を受けることなく、元請業者として同号の政令で定める金額以上で下請負契約を締結したことが、同法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 7 年 9 月 1 1 日、奈良県知事から監督処分（営業停止 7 日間）を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 3 号（建設業法違反行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第 2 第 1 3 号「抜粋」

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 1 3 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内